

職場復帰のための取り組み

～地域障害者職業センターにおけるリワーク支援について～

厚生労働省
職業安定局
障害者雇用対策課
地域就労支援室

1 はじめに

平成20年10月に発表した「労働者健康調査」では、労働者の約6割が「職業生活等において強い不安やストレス等を感じる」と回答しており、また「メンタルヘルス上の理由により連続1か月以上休業し、又は退職した労働者がいる事業所」は7.6%を占めているとの調査結果となっております。このように、現在、心の健康問題によって休業する労働者への対応は、多くの事業所にとって大きな課題となっていることがうかがえるところです。

厚生労働省では、メンタルヘルス不調により休職した労働者に対する職場復帰を推進するため、事業所向けマニュアルとして「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き

(平成16年10月)」（以下、「手引き」という。）の周知を行ってきたところですが、その後、新たな経験や知見を踏まえて、平成21年3月に「手引き」の改訂を実施しました。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する全国の地域障害者職業センター（以下、「地域センター」という。）では、平成17年10月から心の健康問題等によって休職中の従業員の職場復帰のための支援として、精神障害者職場復帰支援（以下「リワーク支援」という。）を実施しており、「手引き」の中でも触れています（事業場外資源の活用）が、休職中の従業員の「事業場外資源」としての役割が期待されているところ です。

本稿では、この地域センターのリワーク支援の概要について紹介いたします。

す。

2 リワーク支援の概要

リワーク支援は、地域センターの専門の担当職員が主治医や雇用事業主と連携しながら、次の支援を行っています。

(1) リワーク支援の対象

リワーク支援は、①職場復帰を希望している精神障害のある方と、②雇用事業主の方の双方を対象として支援を行っています。

実際に支援を受ける際には、①精神障害のある方が地域センターの支援を受けることに同意していることや、②主治医が職場復帰に向けた取り組みやリワーク支援の利用を了解していること、等の確認が必要になります。また、雇用事業主に対しても、支援対象者の見職場復帰を進める意思や取り組みの見

込みについても併せて確認を行った上で実施しております。

(2) リワーク支援の開始に向けた調整（コーディネート）

地域センターは、雇用事業主、休職中の精神障害のある方、主治医のいずれかからの復職のための支援要請をきっかけに、相談を通じて職場復帰について三者の意思や意見を確認し、三者の同意に基づき、職場復帰に向けた活動の進め方や目標について合意を図っています。

こうした三者の合意を踏まえて、必要に応じてケース会議を開催することにより、支援対象者及び雇用事業主に對して、支援目標や支援方法、当面の支援期間に係る「職場復帰支援の計画」（以下、「支援計画」という。）を策定します。

中には、支援対象者の状態が比較的安定し、雇用事業主の職場復帰の受け入れ体制が整っている場合は、三者の合意形成の過程で職場復帰を果たす例もあります。

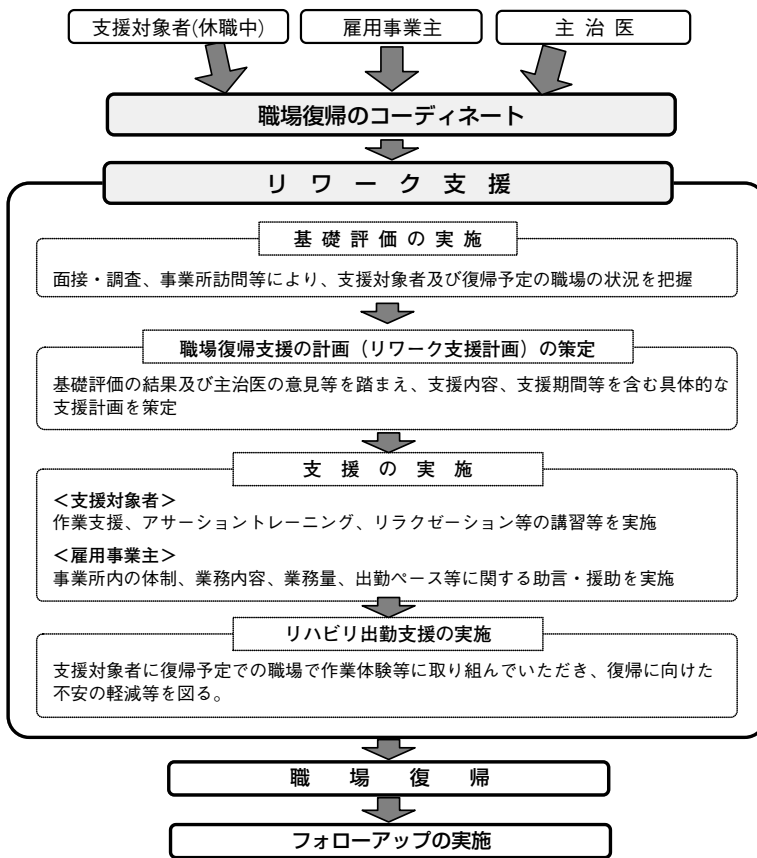
(3) 支援期間

標準的な支援期間は12～16週間程度を設定し、支援対象者の気分、体調の状態、雇用事業主の復職受け入れ体制の準備状況を勘案しながら個別に設定しています。

(4) 支援対象者に対する支援内容

支援対象者に対しては、支援計画

職場復帰支援の流れ



に基づき以下の支援を実施します。なお、支援のためのカリキュラムについては、支援対象者に個別に実施した職業相談や職業評価の結果を基に、職場復帰にかかる課題を整理し、支援対象者の意見・要望を踏まえながら個別に目標を設定します。

【支援内容】

○生活リズムの構築及び通所に必要な基礎体力の向上

地域センターへの計画的な通所を実施することにより、規則正しい生活リ

ズムの構築と通所に必要な基礎体力を高めるための支援を行います。

○作業遂行に必要な集中力、持続力の向上

地域センター内での作業体験や、リハビリ出勤支援時に実施が想定される作業に対する体験を行うことによって、復職後の作業遂行に必要な持続力、集中力を高めるための支援を行います。

○ストレス場面での気分、体調の自己管理及び対人技能の習得

リラクゼーション、対人技能のトレーニング等の講習によって、職場でのストレスによる心身の過緊張状態の軽減や、場面に応じたコミュニケーション方法の習得を通じて、復職後に必要な対人対応力を高めるための支援を行います。

○復職後の新たな職務や環境に対する対応力の向上

病気の再発予防に関する講習やグループミーティングによって、再発予防策に関する検討・整理を行い、復職後の新たな職務や環境に対する対応力を高めるための支援を行います。

○キャリアプランの再構築

今後の生活設計に関するグループミーティング、キャリアプランの作成によって、復職する職場、職種やその後のキャリアプランに関する検討・整理を行い、キャリアプランの再構築や復職後の職業生活への適応を促進するための支援を行います。

(5) 雇用事業主に対する支援内容

雇用事業主に対しても支援計画に基づき、以下の支援を実施します。

なお、リワーク支援における目標、雇用事業主に対する支援計画の策定及び実際の支援の実施にあたっては、雇用事業主の意見や要望を踏まえた内容とするともに、支援対象者の主治医に加えて、必要に応じて産業保健推進センター等の公的支援機関及び事業場

内の産業保健担当者とも十分に調整を行いながら進めています。

○職場復帰のための職務内容、労働条件の設定に関する助言・援助

雇用事業主が支援対象者の状況に応じた職務内容、業務量、当面の出勤ペース、就業時間を設定するため、事業所状況の分析を通じて助言・援助を行います。

○職場復帰受け入れのための上司、同僚の理解の促進に関する助言・援助

職場復帰についての留意事項の理解を促進するために、事業所内で講習会を実施し、情報提供及び助言・援助を行います。

○職場復帰後の支援対象者の状況把握や適切な対処方法に関する助言・援助

支援対象者の状況把握のポイント、状況に応じた指導方法などの雇用管理に関する事項について、リハビリ出勤支援を通じて助言・援助を行います。

○家族・主治医との連携に関する助言・援助

病気の再発防止のため、あるいは万一再発した場合の迅速な対応を図るために、雇用事業主が定期的に、家族から家庭での状況、主治医から治療の状況を把握するために必要な家族及び主治医との連携方法について助言・援助を行います。